

全国農福連携推進協議会

会員に関する規約

〈協議会規約より抜粋〉

(会 員)

第6条 本協議会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した個人及び法人等の団体とし、会員の種別は以下のとおりとする。なお、会員種別ごとの入会資格等は、「別表1」のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 特別会員
- (4) 自治体等賛助会員
- (5) 賛助会員
- (6) サポーター会員

(入会手続き・会費等)

第7条 会員の入会手続きは、以下のとおりとする。

(1) 正会員・準会員

本協議会所定の申込書により申し込みがあったときは、審査委員会で審査を行い、その審査結果に基づき幹事会の承認を経て入会の許可を行う。

(2) 自治体等賛助会員・賛助会員

本協議会所定の申込書により申し込みがあったときは、幹事会の承認により入会の許可を行う。

(3) 特別会員

幹事会が推薦し、会長が承認した者とする。

(4) サポーター会員

会員からの推薦に基づき、幹事会が承認した者とする。

- 2 会員は、本協議会が別途定める「会費等規則」の定めに基づき、会員種別に応じて、入会金、年会費、協賛金を納入しなければならない。

(届 出)

第8条 会員は、その氏名又は住所（会員が法人等の団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本協議会にその旨を届け出なければならない。

(退 会)

第9条 会員が本協議会を退会しようとするときは、退会届を書面にて会長に提出するものとする。

- 2 会員が以下の各号に該当したときは、当然に退会となるものとする。

(1) 個人の会員が、死亡、破産し、又は成年後見、補佐、補助が開始したとき。

(2) 法人等の団体の会員につき、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する手続きの申立てがあったとき、又は解散したとき。

(3) 暴力団等の反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき。法人等の団体についてはその役員、経営を実質的に支配する者、重要な使用人が該当したときも同様とする。

(除名)

第10条 本協議会は、次の各号に該当する会員を幹事会の決定に基づき除名することができる。

- (1) 本協議会の事業を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 障がい者の就労や雇用において、強制労働、中間搾取、不適切な運営等の不正や偽り行為を行った者
- (3) 会費の納入を怠った者
- (4) 故意又は重大な過失により、本協議会の信用を失わせるような行為をした者
- (5) 法令違反その他本協議会の会員たるにふさわしくない非行があった者

(協議会解散)

第29条 本協議会は、設立目的を達成したときは、総会の決議を経て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第30条 本協議会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

(協議会事務局)

第31条 本協議会の事務を処理するため、事務局を「一般社団法人日本基金」に置く。

(個人情報の取り扱い)

第32条 本協議会が取得し又は提供を受けた個人情報については、別に定める「全国農福連携推進協議会における個人情報保護規程」に基づき、関係法令を遵守して適切に取り扱うものとする。

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、本協議会の事務運営上必要な事項は、幹事会において定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成28年3月8日から施行する。
- 2 本協議会の設立当初の会員は、この規約の入会の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本協議会の設立初年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成29年9月30日までとする。

会員種別	資格要件
正会員	<p>次の1から3のいずれかに該当する個人又は団体であること</p> <p>1. 以下の(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、かつ、アからウのいずれかの要件を満たす個人又は団体であること。</p> <p>(1)障がい者等の雇用又は就労、就労訓練、リハビリ等を目的に、農林水産物又はその加工品(以下「農産物等」という。)の生産活動を行う個人又は法人等の団体であること。</p> <p>なお、加工品のみを生産する団体等にあつては、加工原料の80%以上は自施設で生産した農林水産物又は地域の農家等との連携によって仕入れた農林水産物とする。</p> <p>自施設及び地域の農家等の生産物の他、地域外の会員が生産した農林水産物を、会員同士の連携によって仕入れた場合も可とする。</p> <p>(2)社会福祉法人が出資等により新たに農業法人を設立している場合は、当該社会福祉法人が運営する障害者就労施設から障がい者を受け入れ農作業を行う形態をとっている法人であること。</p> <p>(3)農業法人が出資等により新たに障がい者就労施設を設立している場合は、当該障害者就労施設から障がい者を受け入れて農作業を行う形態をとっている農業法人であること。</p> <p>(4)農産物等の生産活動を行う企業(農地所有適格法人を含む)にあつては、農産物等の生産活動を行う障害の数が5名以上、かつ農産物等の生産活動を行う者のうち障がい者の占める割合が2割以上であること</p> <p>ア. 自施設で生産した農産物等及び自施設で生産した農産物等を提供する飲食店にあつては、その売上金額が100万円以上であること。</p> <p>イ. 就労継続支援B型事業所にあつては、障がい者の工賃が事業所の所在する都道府県の平均工賃を上回っていること。</p> <p>ウ. 就労継続支援 A 型事業所にあつては、障がい者の賃金が事業所の所在する都道府県の最低賃金を上回っていること。</p> <p>2. 地域等において、農福連携の取組も含めて障がい者等の支援を行う法人格を有する団体</p> <p>3. 上記の要件を満たさない個人又は団体であっても、その事業内容から判断して、審査委員会及び幹事会が正会員として承認する場合は、正会員として入会を認めるものとする。</p>
準会員	<p>障がい者等の雇用又は就労、就労訓練等を目的に、農産物等の生産活動を行う団体等であつて、正会員の資格要件に達しないもの、若しくは障がい者等のケアやセラピー等を目的とする個人又は法人等の団体。</p>
特別会員	<p>次のいずれかに該当する個人又は団体であつて、年会費を納入しないもの。</p> <p>1. 農福連携に造詣が深い学識経験者。</p> <p>2. 地域等において、農福連携の取組も含めて障がい者等の支援を行う個人又は法人格を有さない団体。</p> <p>3. 農福連携に理解があり、農福連携の推進に必要な助言が行える有識者等。</p>
自治体等 賛助会員	<p>農福連携の取り組みの推進を図っており、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする地方公共団体や国の機関であつて、年会費を納入しない者。</p>
賛助会員	<p>農福連携の取り組みの推進、又は農福連携に対する理解や関心があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする個人又は法人等の団体であつて、協賛金を納入する者。</p>
サポーター 会員	<p>本協議会の依頼に応じて、外部から税制面、法律面、技術面など様々な専門的知見に基づき、協議会の運営をサポートすることができ、且つ、農福連携の趣旨に賛同する個人又は法人等の団体。</p>